

会議録

会議の名称	西東京市特別職報酬等審議会（第2回）
開催日時	平成27年6月30日（火曜日）午前9時30分から11時まで
開催場所	田無庁舎 3階庁議室
出席者	委員：原田 久会長、和光浩樹職務代理、甚野征雄、高木保男、武田五郎、成田 浩、菱山園子、前田純也、町田雅彦、本橋貞行、（敬称略） 事務局：大久保総務部長、白井職員課長、飯島副参与、河合職員課人材育成推進係長、小林職員課給与厚生係長、山田職員課人材育成推進係主査、加藤職員課給与厚生係主査、佐々木職員課給与厚生係主任、笹野職員課給与厚生係主事 説明者：萱野企画部参与兼財政課長、昆野財政課財政係長、坂本財政課財政係主査
議題	特別職の職員の報酬等について
会議資料の名称	平成27年度西東京市特別職報酬等審議会資料
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>○会長： これより平成27年度西東京市特別職報酬等審議会を始めます。 本日の進め方について事務局から説明をお願いします。</p> <p>○事務局： 本日の議題でございますが、審議（特別職の職員の報酬等）となっております。 前回の会議でフリートーキングしていただきまして、資料の要求がいくつかございました。事務局から資料の説明をさせていただき、その後にご審議いただくということでお願いいたします。なお、地方交付税の合併算定替など財政面に関することにつきましては、財政課の職員からご説明させていただきます。財政課職員につきましては説明、質疑が終わりましたら公務の関係で退室させていただきます。その後、他の資料につきましては、事務局よりご説明させていただきます。 前回の会議での資料9につきまして、成田委員より指摘いただきました部分につきまして訂正し、今回配布させていただきましたので差替えをお願いいたします。</p> <p>○会長： それでは引き続き、本日の傍聴人について説明をお願いします。</p> <p>○事務局： 本日の傍聴につきましては、10席を用意しております。</p> <p>○会長： 傍聴の方は座れるということですね。それでは入室いただきましょう。</p>	

(※傍聴を承認、傍聴人入室)

○会長：

それでは議題1の審議に入りたいと思います。

前回の審議でいくつか宿題をいただいていたので、資料の説明について事務局から説明をお願いします。

○事務局：

資料1につきましては、財政課長より説明をさせていただきます。

資料1 西東京市における地方交付税の合併算定替について

○財政課長：

資料1「西東京市における地方交付税の合併算定替について」をご用意しました。「1 地方交付税」は、地方交付税とはそもそもどういったものなのかを簡単にご説明させていただきます。日本全国、地方公共団体は気候、人口、産業構造等、諸条件が大きく違っていますので、各地方公共団体の財源につきましては財政力の格差が出てきます。地方交付税についてはそういった地域間の財源の不均衡を調整して均衡化を図り、全ての地方公共団体が一定の公共サービスを提供できるように国が財源を補償するということを目的とした制度であります。

地方交付税につきましては、「普通交付税」と「特別交付税」がありまして、前回の会議でご質問のありました「普通交付税」を中心にご説明いたします。

「2 西東京市の現状」についてになりますが、西東京市の普通交付税と臨時財政対策債ですが、臨時財政対策債は複雑な制度なので簡単に申し上げますと、「基準財政需要額」と「基準財政収入額」の差がいわゆる財源不足ということになりますが、これは国が補填するというのが本来の考え方ですが、国の財政状況等もありまして国と地方公共団体が分け合うような折半ルールになっています。地方については「臨時財政対策債」、いわゆる借金になりますが、これを発行して財源に充てるということが制度になっています。ただし「臨時財政対策債」につきましては、次年度の地方交付税の算定の基準の中に盛り込む形で一定の財源について補填していただいているような仕組みになっています。いずれにしろ交付税、臨時財政対策債につきましては現在、合併算定替というものが本市におきましては適用になっております。合併算定替につきましては、合併後の一定期間、合併をしなかった場合に交付される額よりも少なくなることの無いよう、言い換えれば、田無市と保谷市が存在した場合に交付された分が補償されるという特例措置になります。西東京市につきましてはご存知のとおり、平成13年1月に合併をしまして、合併からの10年間、合併算定替による普通交付税の増加額、全額が補償されてきました。イメージ図をご覧ください。ただいま申し上げましたのが平成13年度から平成22年度までになります。その後、11年度目となります平成23年度以降、合併算定替により上乗せ交付されている分が、段階的に縮減されているという状況であります。平成23年度が0.9、平成24年度が0.7という形になっておりまして、平成27年度は0.1の加算、来年度の平成28年度は合併算定替による加算は無くなって、西東京市本来の一本算定に移行するという形になっております。表でご覧いただきますと平成27年度の黒く塗

っている所が増加額ということになります。実績の数値で申し上げますと、平成26年度決算が確定しておりませんので、平成25年度の数値になります。一本算定額が33億1千万円となります。増加分は平成25年度で縮減額が0.5ですので7億3千500万円の増加分が加算されています。併せまして40億4千500万円、これが平成25年度の実績数値ということでございます。

今後の財政状況への影響、というご質問もいただいておりますが、私どもでは平成26年度から平成35年度までの10年間、基本構想、基本計画に基づく計画行政を進めてきております。向こう3年間につきましては実施計画として事業に見合う財政フレームを併せ持って実効性を担保するというを行っております。財政フレームの中では図にありますが、一本算定になってからの地方交付税を見込んでおりますので、平成28年度は一定程度の縮減が見込まれますが、それに対応する形での行政運営をしていくということになっております。私からの説明は以上になります。

○会長：

ありがとうございました。財政課へ前回の宿題の説明をいただきましたが、簡単に言いますと10年間は合併前の状態を保証して、5年間くらいは段階的になだらかに、新しい財政状況に慣れていけるような仕組みが合併特例法で採用されているということですね。何か質問はありますか。（※各委員からの質問はなし、財政課職員退室）

それでは今の説明に続きまして、資料2からの説明を事務局にお願いします。

○事務局：

第1回の会議で委員からご要望のありました資料2から10までの議会活動の状況についての説明をさせていただきます。

資料2 東京都26市 議会の概要

資料2をご覧ください。西東京市の状況につきましては最上段に記載しております。記載内容は、議会の定数、現員数、本会議日数、本会議時間、全員協議会日数、公聴会開催の有無をお示ししていますが、これは平成25年度の実績でございます。

資料3 東京都26市 委員会の審査状況

資料3は、常任委員会の委員会数、会議日数、会議時間、特別委員会の委員会数、会議日数、会議時間、会議の合計時間を計算しております。西東京市の常任委員会につきましては、企画総務委員会、文教厚生委員会、建設環境委員会の3つの委員会がございます。特別委員会も3つございますが、予算特別委員会、決算特別委員会、基本構想審査特別委員会となっております。

資料4 会議開催状況

資料4は、過去三カ年の定例会、臨時会の開催状況をお示ししております。

資料5 各委員会開催状況

資料5は、委員会提出議案等となります。委員会に上程された条例、請願、陳情の数、開催日数、会議時間をお示ししております。

資料6 付議事件処理結果（議案）

資料6は、市長提出議案、委員会提出議案、議員提出議案別に原案可決、認定、承認、同意等、種別ごとに記載しております。

資料7 行政視察の状況

資料7は、各委員会別の視察内容をお示ししております。

資料8 東京都26市 議員の政務活動費

資料8は、議員の政務活動費についてお示ししております。

西東京市は月額20,000円を支給しておりまして、年額240,000円を支給している状況でございます。ちなみに特別職報酬等審議会の諮問にあたる報酬額とは別枠とご理解いただければと思います。

資料9 市長の役職名と報酬額一覧

資料9は、市長が西東京市以外の一部事務組合等で役職についている報酬額一覧になりますが、報酬額のあるものとないものがあります。

資料10 議員の外部団体等における報酬額一覧

資料10は、議員が外部派遣に伴い、受けている報酬一覧になります。

資料11 国会法・国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（抜粋）

国会議員の歳費につきましては、国会法第三十五条「歳費」において、一般職の国家公務員の最高の給与額を超えることを規定しているものであります。その月額につきましては、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第一条に定められており、資料に記載されているとおりとなります。

資料12 西東京市市民意識調査報告書

資料12は、委員より満足度という観点からご質問いただき、企画部で市民意識調査を行っておりましたので報告書を用意しました。簡単にご説明させていただきますと、この調査につきましては、新たな西東京市総合計画策定作業を進めるにあたり、社会状況や市民のニーズに柔軟に対応するために市政に対する市民全体の考え方、後期基本計画の進捗状況に対する評価、いわゆる満足度、重要度を把握して、今後のまちづくりを進

める資料とすることを目的とした調査でございます。

報告書の3ページをお開きください。調査結果の経年比較分析にありますとおり、合併後の平成13年に初めて調査を行いました。その後は、平成19年、平成22年、平成24年の計4回、調査を実施しております。合併から継続経年比較分析をしている項目のうち西東京市のまちづくり全般についての調査結果についてご説明いたします。

13ページをお開きください。「1.西東京市のまちづくり全般について」の間1でございます。平成24年度の調査では全体で32.0パーセントの市民の方が愛着を感じている、36.5パーセントの方々がどちらかというと感じている、となっており68.5パーセントが愛着を感じているとなっております。下段の男女別、年齢別においても半数を超える市民の方々に愛着を感じていただいている結果となっております。

14ページをお開きください。下の表、「経年比較」でございますが、平成24年調査では「感じている」、「どちらかというと感じている」を合わせると68.5パーセントでした。平成22年調査時点と比較して0.4ポイント上昇しています。

19ページをお開きください。身近な生活環境について、住み心地についてどのように感じているかの設問では、「満足している」と「やや満足している」を合わせて64.4パーセントの方が満足しているということになっております。先ほど愛着度別のご説明をさせていただきましたが、愛着度が高いほど「満足している」、「やや満足している」が79.7パーセントで多くなっている一方、愛着を「感じていない」方々の回答については、「満足している」、「やや満足している」の回答が25.2パーセントとなっており愛着度別では最も低くなっています。

26ページをお開きください。「あなたは、今後も西東京市に住み続けたいですか。」という問いになります。「これからも住み続けたい」という方が43.3パーセント、「当分は住み続けたい」が32.9パーセントとなっており、トータル76.2パーセントの方が住み続けたいという意向がわかりました。

27ページの経年比較でございますが、平成22年調査と比較しても1.7ポイント高くなっております。「できれば市外の転出したい」が6.5パーセントとなっており、平成22年調査と比較して1.8ポイント低くなっております。

以上、簡単ではございますが西東京市のまちづくり全般の満足度ということでご説明いたしました。

○会長：

ありがとうございました。ここで一度ご説明を終わっていただきまして、質疑を持ちたいと思います。特にご要望がありました議会の活動状況と、市長・議員の各種報酬の説明でしたが、委員の皆さんはどういった印象を持たれましたでしょうか。なかなかこの数値だけを見ても活動しているのか、していないのかが分からないところもあります。質問はありますか。

○委員：

西東京市の議員の数は28名だったはずですが、1名欠けていますか。

○事務局：

この当時、市長選に出るために1名辞職しておりますので、27名でございます。

○委員：

資料9と資料10を見させていただいていますが、これ以外に市長と議員に何か報酬のようなものがありますか。

○事務局：

後ほど、ご説明しようと思っております。

○委員：

それでは後で説明いただければ結構です。

○会長：

用語のことも良いですが、質問はありますでしょうか。

○委員：

先ほどの説明いただいた交付税の合併算定替についてありがとうございました。

資料と説明を聞きまして、平成25年度の増加額が5割減の時に7.3億円ありました、平成27年度は0.1ですから、単純に割ると1.4億円ということは、今後、平成28年度以降の財政運営を見た場合に、当初14億円が丸々減るということは大変ですが、約1.4億円の減少ということでは、マネジメントできる範囲と思いますので安心しました。

段階的に、しかも平成27年度で最後だということで今後の財政運営についても懸念が薄まったと思います。

今日いただきました資料で2点ほどお聞きしたいのですが、まず資料4について定例会と臨時会の開催日数や会議時間数が記載してありまして、平成23年から平成25年までで第1回定例会から第4回定例会があつて回数は変わりませんが、会議時間が平成23年は145時間くらい、平成24年は144時間くらいときて、平成25年は96時間に減っています。時間を長くすれば良いとは言いませんが、3割近く会議時間が減ったというのはどういう背景なのか、それと第1回定例会は、予算など一番大切な議会ですけれども、その時間が平成23年と平成25年と比べてほぼ半減しているというのは、外から見た時に議会の活動がどうなのか、という疑問を持ちかねないので、もし分かればご説明いただきたいです。

○事務局：

平成25年の定例会の会議時間数につきましては、一概にいうことはできませんので議会等に確認させていただきたいと思っております。先ほどもお話いたしました、議員が1名辞職しておりますので、一般質問の時間は3から4時間程度は減っていると考えております。全体の時間が減っていることについては、次回、ご回答したいと思っております。臨時会の関係につきましては、議員の選挙の後の臨時会ということで初めて招集される議会になりますので、各委員の割り振りであるとか議長選挙、副議長選挙といったものがございまして、それに時間を要しているということでもあります。平成23年は、なかなか調整がつかなかったということは認識しております。平成25年はそれほどかからなかったという感想でございますが確認いたします

○委員：

ちなみに平成26年は第1回、第2回の定例会が終わっているはずですが、それぞれの会議時間はどうなっていますか。なぜお聞きするかと言いますと、議員の方は議会だけでなく、日々の地域活動があると認識していますが、議員の本会議等の活動時間が充実していないと、前回の会議で議論になりましたが、定数問題などを議論するときに市民の皆さんに疑問を持たれるのではないかと思います。平成25年だけの経過的なもので、平成26年以降の時間数等にある程度やっているということが見えれば、議論の時の素材になりますが、下がっていくということであれば、難しい問題だと思います。

○事務局：

新しい情報をお出しすることが望ましいと事務局でも考えておりますが、平成26年度の決算を終えていないということがあり、公開できる資料が限られているという事情がございます。そのため、平成25年度という形で資料を出させていただいている現状です。

○会長：

決算は決算として、データがあればいただきたいと思います。

○事務局：

調整させていただきたいと思います。

○会長：

それでは調整をしてみてください。

議会の活動について、回数や時間が長ければ良い、時間が短ければいけない、という訳にはいかなくて、議会の質をどのようにして捕まえるかといったことについては以前から議論がありますが、なかなか難しいというところが研究者としての感想です。

他にはいかがでしょうか。それでは振り返りたい、ということがありましたらご質問をください。

それでは残りの資料13と14、参考資料につきまして、説明をおねがいします。

○事務局：

参考資料からご説明いたします。

この資料につきましては委員からご要望がございました内容を表にいたしました。委員と詳細には調整をしておりますので、補足の説明がございましたらよろしくお願いいたします。

特別職の報酬等について、ということでご審議いただいておりますが、その中身はどういったものなのかということと認識しております。常勤につきましては、市長、副市長、教育長、常勤の監査委員となります。これにつきましては地方自治法の204条に給料、手当の支給について規定がございまして、額について条例で定めているところがございます。ここでいう給料、手当、審議会にかかる内容につきましては、各特別職の月額給料、期末手当の支給割合でございます。これを条例で定めております。その他に支給されるものとしましては、旅費、退職手当があります。

それから議会の議員ですが、非常勤特別職ということになりますので、地方自治法203条に規定があり、その支払いについては条例で定められております。非常勤特別職

という取扱いということで、議員報酬と期末手当をご審議いただいているところであり
ます。これ以外に支給されるものとしましては、費用弁償として旅費を別途支給してい
るところであります。また先ほど資料にありました政務活動費がございます。

○委員：

補足しますと、常勤の方は給料と期末手当を併せて「給与」と言います。非常勤の職
員については狭義の意味での議員報酬に期末手当を併せたものを広い意味での「議員報
酬」という形になります。

体系図は非常に大事で、これまでの報酬審議会の議論を見ていますと、このあたりの
言葉遣いが非常に曖昧だという感じがしています。

今日の審議会の次第では、議題を審議として「特別職の報酬等について」と割と正確
に書いているかと思えます。これから審議をしていく際に、この参考資料はベースとな
ると思えますし、委員間での共通認識をしっかり持つておくことが必要であると考えま
す。これを踏まえる時に、前回の会議で市長から諮問いただきました内容が二つありま
すが、一つは「現行の特別職の報酬額の妥当性について」ですが、「報酬額」というと
ころは何を指しているのか、また、「報酬額の妥当性」と言いながら二つ目では、「期
末手当の年間支給割合を4.20月に引き上げるることについて」ということが出てきます。
従来の諮問書を見てみますと、全てを含めて妥当性や適正についてというような諮問の
仕方をされているので、今回のように期末手当を表に出すような諮問というのは体系図
から見た時にどういう位置づけになるのかということと、諮問書の前文からすると教育
長の部分が諮問の「記」のところに出てこないといけないのではという印象です。再確
認のためにご説明いただけたらと思います。

○会長：

前者は私が理解するところで、とりわけ期末手当については議論しようということ
で、1番と2番の論点は1番に含まれているけれども、2番目も特出ししていると思いま
すがよろしいですか。

○事務局：

そのとおりです。

○会長：

多分、今回の人事院勧告でも引き上げが想定されていますけれども、期末手当を特出
していると思われま。

○委員：

ですが従来の諮問書では妥当性ということだけ言っておいて、議論の中で期末手当の
額も言うわけですよ。1番の方でも4.2という数字を挙げるのであれば諮問書の具体的な
数値をあげてこないといけません。それと1番の「報酬額」というのは報酬額だけとい
うことになると、議員の報酬であって、常勤の方のことが含まれないのかと思いま
す。

○会長：

これは表現が不正確なのかもしれませんが。

○事務局：

ご指摘いただいたとおりでございます。正確性に欠いているということについて、1番の「報酬額の妥当性」というところについては配慮が足りなかったと思います。

○会長：

この場で改めて確認いたしますが、議会の議員等の報酬プラスアルファはもちろんのこと、市長、副市長、教育長、監査委員についても対応するということが今回の諮問だと理解します。これらの方々について条例では一本で書かれていますか。

○事務局：

条例は三つあります。

○会長：

それでは条例は三つあるけれども全て特別職は何かを排除する訳ではもちろん無いということですね。

○委員：

これから答申をする場合でも、言葉の使い方を厳密に定義づけるためと、従来の審議会の言葉使いを見てもどこのことを指しているのか違和感を感じるような使い方をしていましたので体系図を出してもらいましたし、この体系図は大切だと思います。

○会長：

おっしゃる通りだと思います。例えば「給与」と言った時に「給料」とどう違うのか、なかなかわからないこともありえますので、適宜、「今の言葉はどういう意味なのですか？」といったことは委員間、事務局からもご指摘いただきたいと思います。

続いて資料の13、14の説明をお願いします。

○事務局：

資料13、14とありますが、14からご覧ください。

資料14 人事制度図解

前回の審議会では委員より、基準となる部長級の最高号給の位置づけについてお話をいただきました。資料14は、西東京市に採用されてから最短のルートでどこまで到達するかをお示ししています。

まず、左上に1級職、主事というところがあります。大学を卒業して西東京市に置いてI類、大学卒業程度の試験に合格すると1級職に位置づけられます。その後、短期ルートに乗るとすると、1級職を7年、優良な成績で勤務をして短期主任試験を受験することになります。ここで合格する必要がありますが、合格すると2級職の主任に昇格することになります。短期主任試験合格後、主任歴を4年、優良な成績で勤務をしますと短期係長職選考の資格要件を満たすことになります。その上で、係長職は勤務成績と経歴

評定の選考によって、係長級へ昇任・昇格するものでございます。

その後、管理職につきましては、3級職、短期課長補佐の部分をご覧いただきたいのですが、係長級職歴6年、優良な成績で勤務をします短期管理職試験を受験します。これに合格しますと課長補佐級に昇任・昇格します。その後、4級職課長級になるには、本則では短期管理職試験合格者であって課長補佐級職歴2年以上といった資格要件があるのですが、現在、西東京市では経過措置を平成29年3月31日まで設けていまして、管理職試験合格者で課長補佐級職歴1年以上としています。その後につきましては選考によりまして、部次長級、部長級というところに、それぞれ職歴を経験した上で昇任していくということになります。

この内容をお聞きいただきました上で、資料13、13ページをご覧ください。

資料13 最短ルートで部長級へ昇任した場合の最高到達号給のモデルケース

この資料は給料としての流れがどのようなになっているかという表になっています。

表は斜めにずれていくイメージですが、給料表となっております。1級で言いますと本当は153号給まであります。大学卒で初任で入りますと年度末年齢23歳で、1級29号給に位置付けられまして、181,200円が初任給です。そこで1年、優良な成績で勤務しますと4号給上がりまして、その下の33号給、191,100円になります。表では一段ずつ上がっていますが、給料表では四ずつ上がっているとご理解いただきたいと思います。先ほどご説明しました1級で7年の経験を有して主任試験に合格すると、右の2級、25号給、243,500円に位置付けられるということになります。その後4年になりますと、係長級へ昇任・昇格をして3級の33号給、292,300円となります。ここでまず、6年経験して短期管理職試験に合格すると、課長補佐になります。3級ですが網掛けになっています、57号給、61号給が課長補佐級の職になります。その後、本則による課長補佐級を2年経験しますと、41号給、387,100円に位置付けられるということになります。その次の部次長級に昇任するには課長級を4年経験して資格を得て、選考により4級の57号給に昇任します。部長級に昇任・昇格するためには部次長級の経験を2年必要としまして、5級の5号給、453,900円になります。ここで初めて部長級になりますが、この時の年齢が48歳です。48歳で5級5号給を受けますが、部長級だけは他の級と違って1号給ずつしか上がりませんので、58歳昇給停止までには5級の15号給503,100円が最高になります。

○会長：

補足しますと、公務員の給料は一般的に職務給となっておりまして、職務に応じて給料が支払われることになっています。資料13、13ページの上の方に1級から5級とありますが、これが概ね何らかの職務、わかりやすいのは課長、係長といった職に相当しているとお考えください。一部この級の中には、複数の級と級が一緒に入っていたりすることがありますが、概ね対応しているということです。一番左側の列に年齢がありますが、年齢とその隣の号給は全く違うものでありまして、給料が高くなるためにはできる限り右に行くこと、そしてできる限り下に行くことが望ましいということになります。国家公務員法に準拠して地方公務員法も対応している関係で1年間成績が良好な職員の方々には縦の数字が四ずつ進んでいくことになります。ですから1級の29号給と33号給の間には30、31、32があるということになります。四ずつ進んでいくことになりますが、1級から2級に行くためには1級の中できちんと仕事をしないと行けないといった必要在級年

数が決まっています。1級から2級に上がるときにはどのようにあがり方をするかというと、直近上位でよろしかったですね。（※事務局へ確認）

直近上位というのは、その隣の級で今もらっている給料に一番近い、少し高い給料をもらうということになります。そういうことを最短で行くところなる、というのが資料13になります。では、そもそもなぜこういった資料を事務局に説明してもらっているかということですが、以前の報酬審議会でもそうでしたが、西東京市の市長等の報酬等は、「体系」と「水準」で考えているということでした。特に市長に関しては一般職の最高号給に一定の水準をかけて市長の給与を出していこう、ということになります。ですから $Y=X \times 1.5$ のXの中身をご説明したということになります。

本市では、「体系」と「水準」ということで、Xが503,100円ということになります。これは月額になりまして、1.5をかけていくという計算をするということになります。

○委員：

第一回の資料4「西東京市特別職等及び一般職の年収比較」で市長等の年収と一般職最高年収者、部長との比較がされていて、一般職最高年収者を100として率で出されていますが、同じように部長以下の参考として、役職別で出すとするならばどのような格差になるのかと思います。

会長：

部長以下ですか、それはなぜでしょうか。

委員：

第一回の会議で設定倍率を類似団体の平均、1.5から1.59くらいでしたでしょうか。その一番下の1.5をとっているということだったと思いますが、水準をランク別に見て、参考として一般職の格差も知りたいのです。

会長：

それは出すことはできると思いますが、出したからといって市長の給料の議論に直結しないことはお解りの上で出していただきたいということですか。

委員：

第一回資料の資料18「設定倍率による年額及び月額」で部長に対して市長は設定倍率1.5をかけて、市長と副市長の設定倍率の間差は0.17とありますが、その妥当性を見たいと思っています。

会長：

第一回の資料18で言いますと、委員がおっしゃった、市長、副市長、教育長、常勤の監査委員は、いずれも「常勤」に該当しまして、部長級の最高号給に1.0以上の数値をかけた上で出しています。

委員：

資料18で設定倍率が市長であったら1.50、副市長であったら1.33となっていますが、部長以下の一般職の人の格差の関係で見るとどういふようになるか、ということです。

会長：

資料18の図を使ってもう少し説明しないといけないかと思います。

委員がおっしゃっているのは、例えば議長は「0.95」であり、部長の最高号給の0.95になりますが、その0.95に相当するのは一般職の課長くらいなのか、もう少し下なのかをお知りになりたいということですね。それは出せるかと思いますが、私が皆さんへお伝えしたいのは、どうして前回の審議会で議員を0.95、あるいは0.85といった1を割り込む数字にしたのか、というところが一番のポイントですが、これは明らかで「非常勤」だからです。ですから「非常勤」だから「常勤」の人よりももらうというのはおかしいだろうと考えました。

委員からの提案で国会議員の歳費についての説明がありまして、国会議員と地方議員で、国会議員は歳費となりますが、やはり働きが違うということがあります。地方議会では基本的に年4回の議会であり、「非常勤」であるということです。そういったことで、「非常勤」として0コンマいくつとしている訳です。ご指摘のとおり0.95だったら誰に相当するのかわせておきたいということは、数字としてお出しできるかと思いますが、第一回の資料18で一番大事なところは、常勤の監査委員と議長の間が太くなっています。これは常勤か非常勤かで1.0以上か1.0未満を分けているという主旨です。

委員：

これから答申の中に議員の報酬月額を決めなくてはならないということですよ。具体的な数字を出さなければいけないので、具体的な数字を出すときに、どういう根拠とどういう考え方に基づいて出すか、という所が非常に問題ではないのか、と思います。期末手当については4.20月という具体的な数字が出ていますが、給料月額、報酬月額を出す時には難しいと思います。

会長：

そうですね、バチッと何かが出てくるということでは無いと思います。

議長にせよ、副議長、常任委員長等にせよ、一定のバランスで間隔をあげたいということはありません。ある間隔と別の間隔は全然間隔があきすぎるのは良くないだろう、ということはありません。繰り返しになりますが、「1」を割る数字にしないとイケないだろうというでした。0.9999という1を割り込む数字から適切なバランスで議長、副議長、常任委員長等、等、報酬等が決められるべきだ、というのが前回の審議会での考え方でした。

委員：

今の議論の自分の理解が正しいか確認していただきたいのですが、審議の題目が二つあって、「報酬等の妥当性」と「期末手当の数字」のお話がありますが、一つ目の報酬等の妥当性について議論していて、それは前回の報酬審議会の設定倍率による式を使うかどうか、という所では使うということもわからないということでしょうか。

会長：

使うということを前回の審議会で決めたのですが、仮に今回の審議会で使わないとすれば、前回で示した根拠以上の根拠を示す必要があるかと思いますが、この場で使います

ということを決めている訳ではありませんが、それを変更するには前回の議論を上回る理由があるだろうと個人的には思います。

委員：

私が資料18にこだわっているのは具体的な数字を出す時に、前回の「体系」と「水準」を援用していくならば、ここの考え方を詰めておかないといけないと思います。

部長以下のことを教えていただきたい、というのはこれをベースに具体的な数字を算出することになると、もう一度おさらいしておかなければいけない、ということです。

委員：

最短モデルケースの表での4級が課長職に当たるということで、委員のおっしゃっている一般の課長職の方がいくらもらっているかはここを見る、ということで資料を作っていたのではないのでしょうか。

会長：

西東京市の部長のトップエリートがこの表ですので、課長のトップエリートもここにいるということになります。

ただ、委員に部長職以下のデータを出すことは可能ですが、出してどういう意味があるのかということをお願いしたのは、課長と議長のデータが出てきたとしても、そのバランスを比べるというのはどういう意味があるのかということです。部長の最高号給と比べるのは分かるのですが、例えば課長と議長を比べるのは職責上、同じような仕事なのだから一定のバランスで給与等が払われるべきだというように前回の審議会で整理した訳ではありません。部長を起点として上と下に一定のバランスで、と考えた訳です。実際に課長と議長がどんなバランスが見ておくことに意味が無い訳ではありませんが、前回の議論の整理としては、部長を起点として整理をした、ということです。

委員：

課長と議長を比べようとしている訳ではなくて、資料18の設定倍率①とありますが、その下の「間差」がありますが、ここを見たいのです。

例えば、モデルでは市長と副市長は0.17の差がありますが、副市長と教育長は0.15の差があります。教育長と常勤の監査委員も0.15の差があります。部長は「1」ですからその下の人達との間差がどのくらいになっているのかを知りたいのです。

会長：

お出しすることは可能かと思いますが。

委員：

今の点について言わせていただきますと、市長、副市長、教育長、常勤の監査委員、議長、副議長、常任委員長等、議員の職責・職務のグレードと、一般職員の部長、課長、係長、主任級の幅というかスライドは必ずしも同一ではないのではないかと思います。

委員：

部長職の最高号給を持っていますので、課長職の最高号給を持ってきた方が良いと思います。

委員：

先ほど事務局から話があったように、1級でも135号給まであるように、加重平均ですか、単純平均ですかという問題もあると思います。

委員：

委員のご意見もわかりますが、第一回の会議での話では、市長の給与、議員の報酬については部長からのという考え方で、ということだったと思います。委員の言われるような、課長と部長の格差は必要無いのではないのでしょうか。私は課長と議員が同じだとは考えていませんで、常勤と特別職の議員の仕事の内容は全然違いますから、基本的には先ほど言ったとおり、部長からやっていくのであればそれを大前提として進めていって、部長、課長、係長の格差がどうであっても、それほど問題にすることではないと思います。

委員：

委員の言われることに賛成ではあるのですが、先走ってはいますが、具体的な数字を出す時の参考になるかと思っただけです。

事務局：

ご質問させていただきたいのですが、課長級の最高号給というのは最短ルートでいって、課長で定年を迎える時の最高号給との比較でよろしいでしょうか。

委員：

部長は現職の最高号給ですよ。課長も現職の最高号給で比較したら良いと思います。

委員：

私も委員の意見にかなり近いのですが、今の資料が出てきても人それぞれが色々な形で入っていますから、その数値というのは違うと思いますし、市長や副市長等と一般職の人達の職の質が違うわけですから、それを比較するのはもう一つ良くわからないのです。その資料については今回のケースでは必要無いと思います。

委員：

そんなに難しい話ではないのですが、私は課長の最高号給と、部長の最高号給を比較することによって、具体的な数字を出す時に参考にならないかと思っただけの話です。他の委員が不必要というのであれば結構です。

会長：

お二人の意見に私も共通なのですが、4級で最高号給をもらっている方々は、必ずしも市長の給料を決めるに当たり、この場面では重要ではないと思います。

委員：

前回の審議会の委員ではなかった立場から言いますと、設定倍率による式を使うかどうかという所をかつちりと議論を決めていただいた方がやりやすいと思ったのと、設定倍率の式を使うのならば、議論の余地のあるところは、その設定倍率の1.5とか1.33とか、そこだけに包括されるということなのではないでしょうか。どこに議論の余地があるのかわからないのですが。

会長：

今回、モデルケースを出していただいたということは、最短で昇格・昇任していった場合に、どのくらい部長が給料をもらっているか、という数値を当てはめるためのデータを得たいということでした。ある意味、前回の「体系」と「水準」で特別職の報酬等を決めていこうという前提に立っていると思われまいます。ですがそれでないと絶対にダメだ、という訳では法律上は無いので、それを上回る議論が出てくれば、また、多くの委員の方の賛同を得られれば、そうで無いという判断もあり得ると思います。私は個人的には自分が提案したということもありますので、それなりの根拠を持って示せたと思っています。事務局から何かありますか。

事務局：

私どもとしましては、平成21年答申につきまして、当然、これを拠り所としまして議会、市民に対しての説明を行ってきたということで、現在に渡っても、これは生きているという認識を持っています。ですが、今回の審議会の中で変えていく、ということであれば、別のお話と思っております。

会長：

仮に「体系」と「水準」という考え方で、特別職の報酬等を導いていく場合、どういう議論の余地がありうるのか、という所が委員の適切なお質問だったと思いますが、仮に「体系・水準論」でいくとすれば、どういう所に議論をフォーカスしたら良いのか事務局としてはどのようにお考えでしょうか。

事務局：

今日お示ししました、モデルケースを含めまして、部長の基準となる額を決めていただければ、全体的な年収ベースの比較もできてくるのではないかと考えております。

委員：

市長と副市長の格差というか、元々の仕事の立場というか、上下というのが今ひとつわからないのですが、仮に報酬等を決めなくてはいけないとすると、当然、前回の間差というか、差額を出す時に他の市町村の給料体系の資料も参考として格差は作っているはずなので、他の委員の方たちは他の市において、市長と副市長との間差、差額についても一つの参考として知りたいのだと思います。なんらかの根拠だてがあると、このくらいの差があってもしょうがないという形で少しは納得できるということですので、他の市の間差も提示していただけるとありがたいです。

事務局：

第一回の会議でお出しした資料で、26市の市長等の給料月額、議員の報酬についてお示しをしております。それに併せて類似団体で抽出した形での比較がございますので、この比較の中でどうなっているかということの表にすることが一番良いかと思えます。

会長：

今日の議論を少し整理しますと、論点としては大きく言えば三つありうると言えます。前回の審議会の答申に基づいて「体系」と「水準」で特別職の報酬等を決めるかという一番大きな所です。これは仮置きとして一旦議論をスライドさせていただいて、議論のプロセスの中でこれはまずい、ということがあれば、第一の論点に戻ると。第二の論点は、部長の給料を原則として市長等々の給料等を決めていく場合、部長の給料とは何を指すのか、例えば今、60歳でもらっている人を指すのか、今日はモデルケースのご説明をいただきましたが、どちらで行くのかということがあるかと思えます。私としましては、例えば部長がある年にポンッと辞めたりした年に当たっているのか、それとも60歳まで職務を全うされる方が多いのか、非常にランダムに生じる事態なので、モデルケースを使って行くということが、最短でこれ以上もらえる人がいないという意味で合理性のある一つの基準なのでは、と思えます。

三つ目の論点としては、仮に部長の給料をモデルケースで出すをした場合に、市長は1.5で異論無いと私は思います、1.8でないといけないという議論はありえますが。

1.5に仮置きした場合、委員がおっしゃるとおり、どういう間隔に基づいてそれ以外の方をどう決めて行くのか、という所なのかな、という感じがします。

論点の1番については潜在的に議論し、論点の2番、特に3番について整理していくというのが、今日と次回の残された課題だと思っています。

委員：

参考ということでお聞きいただきたいのですが、例えば部長が今日、他の人の推薦によって、副市長もしくは副市長に抜擢された時に、現職ですから60歳未満ですよ。その方がそれから何年か市役所に部長職でいてその場合はその人の給料は何年か分あると思うのですが、副市長、教育長に推薦された場合には、任期がわからない、いつ辞められるかわからないという状況におかれますから現職の部長よりも少しでも多くあげないと、副市長、教育長になろうという人はいなくなると思います。そういうことを考えた上で、市長が1.5だったら、少なくとも部長より上の数字をいただけるような役職であろうという考えだと私は思っています。私が勤めていました所では職員の部長から常勤役員にさせる時には、そういう配慮をしていました。基本的にそれがあって、そうしなかったら55歳で副市長になる、給料は下がったけれどもしょうがない、という人はいなくなります。色々な問題が含まれますから、そういった場合も踏まえた上で、こういうことを参考に考えていかれたらいかがかというふうに思います。

委員：

あまりここまで議論で出てこなかった気がしますが、特別職と一括して呼んだ中でも特段今回変更があったのが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正によって、教育委員会の委員長と教育長が一本化されたという点だと思います。平成21年度の審議会で「体系」と「水準」という考え方を取り入れてこれで考えていくということになりまして、私も大変良いと思えますが、教育長に関して、私も詳しくはないのです。

が、職責は重くなっているのかな、それとも軽くなっているのかな、と思います。第一回の資料を見てなんとなくわかるのですが、もう少しわかりやすい資料があればよろしいかと思ひまして、何かご用意いただければと思います。

会長：

今の委員のご質問・ご意見は、委員のご質問に大いに関わるものだと思います。私が整理した論点での第3になりますが、間隔をどれだけあけるかを考える際には、他の市との間隔の妥当性を問うということは資料をご用意いただくことになりましたが、それと併せてポストがこれまで以上の権限が与えられて、仕事が大変、重要、複雑になったということであれば、他市がどういうバランスであろうとも、教育長については、上げるかどうかということを確認することは必要なのかな、という気がします。そういう意味では高木委員がおっしゃった、私で言いますと第3の論点の中に含まれますが、もう一つの論点としてはこの教育長のその上、副市長やその下、常勤の監査委員との間隔をよりあけるのか、あけないのか、ですから副市長との間が詰まるのか、逆に言えば、常勤の監査委員との間をあけるのが良いのか、妥当なのかどうかを確認することは必要かと思ひます。

事務局：

ご要望の資料については整理させていただきたいと思ひます。

会長：

私の感覚ではあまり変わっていないという気はしています。

事務局：

第1回の会議の中で、資料をお示しして、法改正に伴う教育長の位置づけもあるで、そこも加味していただきたいという思いを込めて資料を出させていただきました経緯もございます。他市の状況等もお話させていただきますと、教育長の職責としましては、非常勤の教育委員長が無くなり、教育委員に戻り、議会から教育長として任命を受け、教育委員会の運営を行うことになりました、しかも常勤職ということには変わりありませんので軽くなったという認識はありません。一例を申し上げますと、東京都も法改正に伴う、報酬審議会の答申がございまして、これにつきましては近隣の状況、職責を考えると同じ水準だろうということをお答えしていることをご紹介させていただきます。

会長：

だいぶ色々な方からご意見をいただきまして、論点を整理できたと思ひますが、審議会の回数としては残り何回ありますか。

事務局：

2回になります。

会長：

次回までに「体系」と「水準」論について、大きなご異議が無ければ第一の論点については体系・水準論で進めさせていただきたいと思ひます。もちろん振返ってやっぱり

ということは留保した上でですが。また市長を仮に1.5とした場合に他市との関係で妥当なのか、先ほどのご意見、ご質問にもありました教育長との関係をもう一度確認する必要があるという気がしています。その辺りで議論を進めていきたいと思いますがよろしいでしょうか。異論があれば常に立ち戻るといったことは留保したいと思います。

他に全体を通しての質問はありますか。

委員：

第一回の会議で会長から2回目の会議では論点をして、というお話でしたから、今日の2回目の論点を一つ一つ詰めていった方が良いと思います。

会長：

わかりました。念のために次回、先ほど申し上げました論点を三つほど、正確には四つで、三つに含まれますけれども、それをきちんとペーパーで確認して、この点についてはこういったことでよろしいか、と一つ一つ確認をしていくということでもよろしいでしょうか。これまで、大きな従来と異なる議論は頂戴していなかったと承知していますけれども、また一、二週間考えて、ということもありえますので、お考えいただいて次回の論点の確認の時に聞かせていただきたいと思います。

その他進め方等についてご意見ありますか。

委員：

会長の言われたとおり、第1回のお話の論点を今日、再確認しましたね。ですから今日お話したことを次回、再確認しながら次に進んでいく、ステップを踏んでいかないと納得しないでそうしてしまったということがあり得ないように気をつけていきたいと思いました。

会長：

ありがとうございました。それではそのように事務局で資料を準備してください。

事務局：

会議の冒頭に確認しなければならなかったのですが、第1回の会議録について事前に送付させていただきまして、特に修正のご依頼が無かったと認識しておりますが、内容についてはよろしいでしょうか。

委員：

不交付団体の数が百前後とありましたが、実際には五十前後だったので修正願います。

事務局：

そこを修正させていただいた上で公開させていただきたいと思います。

次に第3回の日程でございますが、7月21日の火曜日で本日と同じ時刻でとさせていただきますがよろしいでしょうか。

会長：

もし論点を整理してご異議がございましたら、論点も事前に委員の方にお配りして当日、この場に来られない方にもご紹介することにしましょう。

では、7月21日、火曜日で午前9時30分からということで次回の会議を設定させていただきます。

委員：

第1回の会議で聞くことだったかと思いますが、この場で意見の対立があった場合は多数決で決まるのでしょうか、それとも賛成が3分の2以上といったようになるのでしょうか。

会長：

これは規定の中に何かありますか。

事務局：

特にありません。

会長：

前回の審議会でどうだったか思い出してみますと、最後まで一生懸命議論して、審議を尽くしたという記憶があります。

委員：

では時間をオーバーしても皆さんが納得いくまで話し合うというパターンもありうるということですね。

会長：

前はそうした覚えがあります。もちろん、最終的にパパッとまとめて、会長一任にしましょう、ということではなくて、できる限り私としては、色々なご異議につきましても検討していきたいと思えますし、仮にどうしても最終的に全員の方がこれで行こう、ということがなければ例えば答申の中に、附則として「こういう意見もありましたので市長としてはその意見も含めた上でご検討いただきたい」というような答申案をまとめていきたいと思えます。ですから異論が出た場合に、無かったことにするようなことは無いようにしたいと思っています。

委員：

わかりました。

会長：

それでは本日の会議はこれまでとします。

以上